

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2014 年 12 月 11 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 063-0825

住所 札幌市西区発寒5条2丁目3番8-201号

電話番号 011-299-2931

評価機関名 サード・アイ合同会社

認証番号 北海道 評価機関認証 第14-001号

代表者氏名 鈴木 正子

下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	高村 一文	組織運営管理	第0053号
	(2)	神内 秀之介	福祉医療保健	第0068号
	(3)	園田 美恵子	福祉医療保健	第00143号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	あおぞら保育園			
設置者名称	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園			
運営者(指定管理者)名称	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2013 年 9 月 27 日	～	2014 年 12 月 4 日	
利用者調査実施時期	2014 年 7 月 22 日	～	2014 年 7 月 30 日	
訪問調査日	2014 年 10 月 24 日			
評価合議日	2014 年 11 月 1 日			
評価結果報告日	2014 年 12 月 11 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 26 年 8 月 30 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園		
事業所名 (施設名)	あおぞら保育園	事業 種別	保育所
所在地	〒 047-0005 小樽市勝納町16番地13号		
電 話	0134-26-6226		
F A X	0134-34-8088		
E-mail	aozoraikuen@swan.ocn.ne.jp		
U R L	http://www8.ocn.ne.jp/~aozora21/		
施設長氏名	田中 都木子		
調査対応ご担当者	江河 美佐子 (所属、職名：主任保育士)		
利用定員	80 名	開設年	平成 21 年 4 月 1 日
<p>理念・基本方針：</p> <p><理念>家庭と地域社会との連携を図り、子どもひとり一人の人権を尊重しながら人としての基礎づくりに努力し、心身共に健やかに育成することを目指す。</p> <p><保育方針>豊かな人間性を持った子どもを育成する。</p> <p><保育目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康で元気に活躍する子ども。 ・自分で考えて行動できる子ども。 ・心豊かで思いやりのある優しい子ども。 			
開所時間 (通所施設のみ)	7時30分から19時 (内、7時30分から18時まで通常保育)		

【当該事業に併設して行っている事業】

<p>(例) ○○事業 (定員○名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業 ・産休明け保育事業 ・延長保育事業 ・障がい児保育事業
--

【利用者の状況に関する事項】（平成26年8月30日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
1名	7名	10名	20名	17名	23名
5歳児	6歳児	合 計			
17名	7名	102名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合 計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
1名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合 計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】 (平成26年 8月31日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	31名	1名	1名	名	名
非常勤	1名	名	名	名	名
	保育助手	介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	3名	名	21名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	4名	名	名
非常勤	名	名	名	1名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	22 名 (名)
栄養士	1 名 (名)
	名 (名)

(園長含む)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	m ²	
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年
(4) 改築年	平成	年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	784 m ²	
(2) 園庭面積	1,979 m ²	
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。	
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	21 年
(5) 改築年	平成	年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制	
(2) 建物面積	m ²	
(3) 敷地面積	m ²	
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年
(6) 改築年	平成	年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

- ・平成 25 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

8 人

- ・ボランティアの業務

行事への参加、一芸披露など

【実習生の受け入れ】

- ・平成 26 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 4 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・行事（保護者参加）を新たに行う際に保護者からアンケートを取り、意見に反映して進めていった。
- ・苦情、要望に関して職員、主任、園長と段階を追って対応、意見を聞くようにしているが、納得がいかない場合には、苦情解決のための第三者委員を設置していることを新入园児、新年度の父母の会で説明し、（書面も配布）園内にも明示している。
- ・保護者懇談会（クラス別に年2回、個別は年1回）実施、又、随時、保護者の相談を聞く体制をつくっている。
- ・毎日、こまかい点で保護者の声に対応するようにしている。（職員間の情報の共有化）

【その他特記事項】

- ・異年齢保育を取り入れており、一緒に生活する事で思いやりや譲りあいの心を持ち、又、あこがれを持ち、年長児の真似をすることでいろいろなことを吸収してお互いに育ちあう。
- ・3才児未満のクラスは複数担任制をとり、特に0才児は、一人ひとり安心して生活できるよう、担当制で保育にあたっている。
- ・食育に対して保育園独自の献立を作成している。子ども達の調理保育を取り入れ、食に関する興味、関心を高めている。
- ・コーナーあそび～自分で好きな遊び、じっくり取りくめるように年齢に合わせたコーナーあそびと室内に設定している。
- ・絵本の読み聞かせ } 絵を見て言葉で聞くことで想像をふくらませながら、絵本を楽しめるように日々の保育に取り入れている。又、各保育室ごとに年齢に合わせた絵本を毎日貸し出しを行っている。
- 絵本の貸し出し }

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

代表者氏名：理事長 紘野 喜一郎

所在地：〒047-0156 小樽市桜3丁目10番1号

TEL 0134-54-7404

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、「第三者評価の受審を契機とした保育の質向上への取組」

あおぞら保育園は、平成21年4月に「社会福祉法人小樽四ツ葉学園あおぞら保育園」として認可され業務を開始されています。そして、開園6年目を迎えて、よりよい保育サービスの向上を目指し第三者評価を受けました。自己評価は、全職員がグループに分かれて意見を述べて保育課題を洗い出し、具体的な改善に結びつけました。

また、あおぞら保育園の運営を進める上の基本となる、保育理念・保育方針・保育目標の見直しを全職員で行い、保育実践する上での職員間の理解と共有化を深める機会となりました。

2、「父母・地域とつくりあげる保育園」

現在、保育園には「あおぞら文庫」という絵本の貸し出しシステムがあります。これは日中の保育士による絵本の読み聞かせから、子ども達が「家でも読みたい」、また母親等から「家で読み聞かせをしてあげたい」という声を受けて始めたものです。年々、貸し出す本が揃い、システムの充実も図られています。また、同様に行事等を記録したDVDの貸し出しについても、父母の要望から始められました。

行事については、以前は保育園主体で開催していた夏祭りを、「保護者も参加したい」という意見を受けて、保護者も参画できる機会を増やしました。保育園に隣接する住民や町内会等の地域との交流の機会も増やしています。

保育園と保護者、地域も含めて、子どもを取巻く環境を充実させようとする保育園の姿勢が高く評価できます。

3、「独自の献立と食材の配慮」

一般的には保育園は所在する市の献立を使用しますが、あおぞら保育園では、独自の献立を作成しています。保育園の献立は、子どもが好きな洋風メニューが多くなりがちですが、食育の推進上、調理に手間がかかっても和風総菜が中心になっています。成長期にある子どものために、食材は安全・安心な国産の食材のみを使用しています。また、冷凍食品は極力使用を控えています。

アレルギーのある子どもには、卵の代わりに長いものをすりおろしてつなぎとして調理しています。こうすることで、アレルギーのある子どもが他の子ども達と一緒に食べるときに、献立が同じに見えるように配慮しています。

◇改善を求められる点

1、「中・長期計画の策定が望まれること」

あおぞら保育園の中・長期計画は、例年、法人本部で作成されます。しかし、今年度は、様々な要因により、収支を伴うものも、ソフト面でも中長期の計画が作成されていません。

中長期計画は保育の更なる充実、課題等の解決のほか、地域のニーズに基づいた新たな保育サービスの実施といったことも含めた目標や展望の実現のために必要です。

受審を機に職員間で共通理解された保育理念の実現のためにも、施設設備の他、職員体制にかかる人材育成等の具体的な中長期の計画が作成されることを期待致します。

2、「マニュアルの整備と体制」

マニュアルには、「離乳食のすすめかた」「感染症予防」「事故防止・防災」等が作成されていますが、提供しているサービスの全てではありません。また、現在あるマニュアルは、策定してから見直されていません。今回初めて第三者評価を受審し、グループで自己評価したことにより、職員一人ひとりが日々の保育に対する思いや意見を述べ合う良い機会となりました。

今後は、一定の水準以上の保育を実践するために、新たなマニュアルの作成と見直し時には、「そもそも何故マニュアルが必要なのか」「どのようなマニュアルをそろえればいいのか」「定期的な見直しの頻度や管理の方法や担当者をどのようにするか」等を全職員で話し合って関われる体制となることを期待します。

3、「標準化した記録様式」

0歳児から3歳児未満までの記録については連絡ノートや指導計画も含め一人ひとりの記録があります。3歳児以上の子どもは、特記するようなことがなければ一人ひとりの保育の様子としては記録がありません。保育園での子どもの成長記録は、クラスと担当の職員の記憶にとどめられています。

今後は、子どもの卒園後に小学校に提出する保育要録の作成や個別の指導計画策定の為にも、すべての子どもに対しそれぞれの保育の内容が担当職員のみ記憶にとどまらず、記録において確認できることが望まれます。

また、記録に際して職員によって書き方が様々にならないように記録要領が作成されて適切な記録に努めています。様式に項目を設けるといった工夫で、書かれる内容の偏りが避けられるので今後に期待します。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、初めて第三者評価に取り組んだことにより、園全体で今後、実施することや改善すべきことが明確になりました。また職員で普段の保育についてじっくり話し合うことで保育の質の向上を目指して実践を重ねて参ります。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念が明文化されている。	a	あおぞら保育園の保育理念「家庭と地域社会との連携を図り、子ども一人ひとりの人権を尊重しながら人としての基礎づくりを努力し、心身共に健やかに育成することを旨とする」が明文化されており、玄関に掲示されると共に、ホームページにも掲載されている。母体法人は障がいサービスを主に提供しているが、理念は保育の使命・役割を反映している。
Ⅰ－１－（１）－② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	あおぞら保育園の基本理念を具体化するための保育方針「健康で元気に活躍できる子ども、自分で考えて行動できる子ども、心豊かで思いやりのある優しい子ども」と保育目標「豊かな人間性を持った子どもを育成する」が明文化されており、理念同様、玄関に掲示されると共にホームページにも掲載されている。基本方針は、職員の日々の行動規範となる内容である。
Ⅰ－１－（２） 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ－１－（２）－① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	今回第三者評価を受審するにあたり、保育理念・保育方針・保育目標について、改めて職員へ周知・説明の為に資料が配付された。職員の入職時や、毎年年度初めの会議においても、周知・説明が行なわれている。
Ⅰ－１－（２）－② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	今回第三者評価を受審するにあたり、保育理念・保育方針・保育目標について、改めて保護者への配付が行われた。配付した資料には、「保育理念とは何か」「保育方針とは何か」「保育目標とは何か」という説明文が記載され、保護者が理解しやすい工夫がされている。毎年、年度初めの保護者会においても説明がなされている。

Ⅰ－２ 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ－２－（１）－① 中・長期計画が策定されている。	c	法人本部で各事業所の中・長期計画が立てられている。あおぞら保育園については、保育行政の中で、子ども・子育て新システムの内容の詳細が決まらないため、27年度以降の中長期計画を立てることが困難になっている。また、様々な状況要因から、収支を伴う中・長期計画の策定もない。中長期計画は保育の更なる充実、課題等解決のほか、地域のニーズに基づいた新たな保育サービスの実施といったことも含めた目標や展望の実現のために必要である。保育理念の実現のためにも、施設設備の他、職員体制にかかる人材育成等の具体的な中長期の計画が作成されることを期待致したい。
Ⅰ－２－（１）－② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	c	次年度の事業計画と収支計画の策定は行われており、決算報告では、予算と比較した収支報告書等が作成されている。単年度の事業計画としては、中・長期計画の策定がないので、この内容を反映したものとなっていない。今後は、中・長期計画が策定され、その内容・収支計画を反映した単年度の事業計画が策定されることが期待される。

I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	b	年間行事計画は、全職員で年度末にその年の見直しを行い、その反省をもとに次年度行事計画が策定されている。収支計画においては法人本部主体での策定となり、策定後の内容が園長へ説明されている。今後は、収支計画策定から、園長等管理者が参加することと、他の事業計画の策定に保育士等も参加することが期待される。
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	b	行事計画等は、全職員が参加する父母総会において保護者に説明され、承認を得て確定される。今後は、職員に収支計画も説明されることで職員の計画参画意識が高まることが期待される。
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	b	策定された年間行事計画等は、父母総会において保護者に説明が行われ、承認を得ている。今後は、保護者にも収支計画の説明をすることで保育運営の理解が期待される。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	b	あおぞら保育園の「職員業務分掌一覧表」と「管理規程」により管理者の責任と役割が明文化されている。運営組織を図式化した「職員庶務分掌一覧表」は職員へ配付するとともに、各職務の役割と責任を具体的に記載した「管理規程」も、職員への配付と説明がなされた。今後も継続して、職員全員が管理者の役割を理解して保育の質向上となることが期待される。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	園長は、小樽市内の私立保育所による園長会や、労務・防災関係の研修に参加している。また、厚生労働省のホームページ等で、遵守すべき法令の情報収集を行っている。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	b	園長は、職員に「一般社会人として、子どもの見本となってほしい」との思いを伝え、指導を行っている。保育の現場に出て、気がついた点を保育士に伝え、他者の眼があるつもりで保育することを意識づけている。新体制が2年目となり、現在は、園長、主任、保育士という組織的な管理の流れを作る取組が行われているので、今後の成果に期待したい。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	今年度は、産休明けの職員の復帰がある一方退職者がなく、例年より園児に対して保育士が多い状況となっている。現在のゆとりある体制に甘んずることなく、少人数の職員体制でも効率的に勤務できる必要性を会議で全職員に伝えている。新人と経験者を組み合わせる職員配置で、業務の質の確保や効率に取り組んでいる。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	b	園長や主任保育士が、研修や行政主催の会議へ参加し、国の施策情報や地域の情報など経営を取り巻く情報やデータを把握している。今後は、中長期計画や事業計画へ反映されることが期待される。

Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	b	現場で対応できる事案については、改善すべき課題を抽出しているが、収支や経営全体にかかる課題を発見する取り組みがなされていない。今後収支等経営課題についても把握されることが期待される。
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	b	外部監査については、法人全体で実施されているが、その結果をもとにしての経営改善にまではなされていない。今後、法人本部と連携し監査結果が活かされることが望まれる。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	b	年度毎に入所可能な園児数を予定して、職員配置を検討し、職員面談時に就労形態等の希望を聞いている。単年度の事業計画に人材に関する基本的な考え方や方針が明示されていない。明示することで、目標とする保育の質を確保するための具体的な計画立案につながる。今後、基本姿勢や方針を計画に明示することが期待される。
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	b	保育士は園独自の自己評価と関連付けた人事考課を実施しているが、法人の人事考課票を使用しているのは管理職のみである。職員全員に対し人事考課の基準や目的等を明確にした制度の運用が望まれる。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	職員の意向等を把握するため、年度末に個人面談の時間を設けている。また、有給の取得が保育の質向上にもつながるという考えから、シフト調整などの工夫で取得を積極的に進めている。有給は100%取得となっているほか、時間給の職員配置により残業がほほない。
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生事業や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	b	福祉厚生センターの加入や開催されているイベントやスポーツ・観劇等の割引チケットの購入等多数活用している。インフルエンザの予防接種を事業所負担で実施している。職員の悩み相談などがある場合のスペースや方法について更なる工夫が期待される。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b	年間研修計画は、主任が立案し園長が承認する手続きを踏み、研修毎にその受講目的の明示がある。今後は、保育園が職員に求める基本方針や基本姿勢を中長期計画や年度計画へ反映することで、各研修の継続性と保育の質の向上が期待される。
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	c	園長や主任保育士が中心となって、職員からの希望も考慮し研修内容を検討しているが、基本姿勢に沿った計画の立案には至っていない。今後、職員一人ひとりの課題を反映した、個々の研修計画の策定が期待される。
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	c	職員一人ひとりに対する研修計画の策定に至っていないため、その評価見直しとなっていない。今後、職員個別の研修計画の策定・評価・見直しを実施することが期待される。
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生受け入れマニュアルを整備し、担当窓口を決め対応している。現在のマニュアルに、実習生の受け入れに対する意義や方針を明示することで、職員間で実習生受け入れの社会的責務の共有が期待される。

II-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	b	子どもの安全確保のために、緊急時に必要なマニュアルを整備したうえ、職員へ配布して訓練や研修を定期的実施している。特に子どもと一緒に避難訓練は、昨今の災害を念頭に実施している。訓練や研修後に会議等で振り返りを実施しているが、振り返りで出た課題がマニュアル改訂へ反映していない。現在使用しているマニュアルが必要時にも更新することが望まれる。
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保の取組を行っている。	b	地震・火災の避難訓練は毎月実施されている。しかし、ハザードマップ上で懸念されている集中豪雨を想定した訓練や、職員の配置人数の少ない延長保育の時間帯を想定した訓練がなされていない。今後、実際に起こる可能性が高いリスクを把握し対応方法について検討し、訓練を実施することが期待される。
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	戸外活動時の通路や園庭の安全確認などを実施している。ヒヤリハットの事例を毎月集約して、要因分析から迅速な対応をしているので、この3年余りは事故を未然に防いでいる。今季より、遊具の冬囲いをして、外遊びする子どもの安全を考慮している。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	b	園行事の実施前には、子どもと保育士が園庭と隣接する民家へ挨拶に行き、子どもと地域の間わりを大切にしている。また、園長・主任が町内会長等への挨拶回りを行っている。夏祭り・運動会・卒園式等の行事には、ポスターの掲示や町内会の回覧板を活用して、保育園内へ地域住民を招待する機会を設けている。日頃より、保育園運営を理解してもらうための関係構築に努めている。今後は災害時を想定した近隣との協力関係を築くことが期待される。
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	b	毎週火曜日の園開放や一時保育を実施し、保育園の機能を地域に還元している。また、地域で活動するわらべうたサークルにホールを提供している。こうした取り組みを地域へ周知することで、更に機能が地域へ還元されることが期待される。
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b	ボランティアは、中高生のインターンシップ、合唱・手品のサークルを受け入れている。ボランティアの受け入れの意義や方針は、職員会議で説明されている。体制は、マニュアルに留意点を含めて作成されたことで全職員が理解できるようになってきたので今後に期待したい。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	市役所の担当や保健所、病院、小樽市子ども発達支援センター等、必要な社会資源がリスト化されファイルを事務所で保管している。園長・主任保育士が中心となり情報を都度更新し、職員へも会議やホワイトボードで周知している。
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	入学前の小学校や小樽市子ども支援センターとは、個別具体的なケースを通じ連携している。民間保育所の連絡会や主任会、園長会などを通じた情報交換をしており連携体制がある。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	b	市役所等が開催するセミナーや様々な会議への参加や行政通知などで、保育園運営に関する広域的な福祉ニーズの把握をしている。今後は、保育園が所在する地域の具体的なニーズを把握する取り組みが期待される。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	b	延長保育や園開放、一時保育等の事業・活動が実施されている。今後は、地域ニーズの事業・活動を単年度計画だけではなく中長期計画に具体的に反映することで、より地域に密着した保育・子育ての支援となることが期待される。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	子どもを尊重して作成した保育理念や指導計画は、毎年度、職員間で確認をしてきている。今年度は、理念・基本方針を改定した資料を作成、配付して会議の場で職員間で共有している。保育園の玄関脇に、保育理念・方針を掲示し、保護者にも保育の姿勢を明らかにしている。子どもの人権を尊重した保育を提供できるよう会議で話し合うことで確認している。職員が外部の研修、内部の勉強会へ参加する機会を設けている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	b	SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の取り扱いを決めるとともに、仕事中的カメラ機能付き携帯電話の持ち込みを禁止して、肖像権等に配慮した保育が行われている。保育に関する各マニュアルはあるが、プライバシー保護に関する記載が一部である。今後は、プライバシー保護についての保育園の姿勢や保育を行う上でプライバシーを遵守するためのルールをマニュアル等に明示することが期待される。
Ⅲ-1-(2) 利用者の満足の向上に務めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	b	3歳未満の子どもには、連絡ノートを活用して家庭と情報の交換ができるようにしている。父母総会、個人懇談会においても保護者の意見を取入れている。意見箱の設置やホームページでのメール受付を検討しているとのことなので、今後に期待したい。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	b	入園時や送迎時等には、機会があるごとに、いつでも相談ができる旨を口頭で保護者に伝えている。また、父母総会・個人懇談会時に保護者が発言しやすいように、日頃の関係づくりに取り組んでいる。さらに意見をのべやすい環境整備のためには、相談の窓口や方法を定めた保育園の姿勢等を明文化することが期待される。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	b	法人の規程に則り第三者委員を設置し、事務所入り口に掲示している。苦情を含めた保護者からの要望・意見への対応マニュアルを刷新して職員への教育を行った。今後、職員が苦情解決の対応までを共通理解して、苦情受付からフィードバックまでの流れを一貫してできることが期待される。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	b	個々の職員は、保護者からの要望・意見の他、苦情にも対応している。電話も含めた様々な要望・意見等を組織的に対応できるようにフロー図を刷新した。対応マニュアルには、留意点が具体的に列挙され、職員対応の標準化が図られている。今後は、対応マニュアルの見直しも含め、更に職員の対応が保育の改善に繋がることが期待される。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的 に評価を行う体制を整備している。	b	今回初めて福祉サービス第三者評価を受審する にあたり、自己評価する領域と項目の担当者が グループで協議して課題を抽出した。今後も継 続的に自己評価を実施し、課題を改善する体制 が期待される。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織とし て取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施 計画を立て実施している。	b	グループで協議した自己評価を日々の保育に活 かすために職員が会議で改善案を発言して実践 に繋げている。今回の福祉サービス第三者評価 を受審した結果を中長期計画も含めて計画的に 改善に結びつけることを期待したい。
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標 準的な実施方法が文書化されサービスが提供され ている。	b	「児童虐待防止マニュアル」や「離乳食のすず めかた」等の標準的な実施方法を示したマニユ アルがある。週案・月案・年間指導計画等が立案 され目標等が共有されている。今後、一定以上 の水準を担保するためには、現在あるマニユ アル以外の保育場面におけるマニュアルの整備が 期待される。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見 直しをする仕組みが確立している。	b	既存のマニュアルの見直しは、適時に実施され ている。今後は、必要時の適時の見直しの他 に、定期的な見直しをする決まりや方法を確立 することが期待される。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施 状況の記録が適切に行われている。	b	0歳児から3歳児未満までの記録については連絡 ノートや指導計画も含め一人ひとりの記録がな されている。3歳児以上の子どもは、特筆するこ とがなければ個々の保育の様子は記録されてお らず、保育士の記憶にとどめられている。今後 は、子どもの卒園後に小学校に提出する保育要 録の作成の為に、すべての子どもに対しそれ ぞれの保育の内容が担当保育士のみの記憶にと どまらず、記録において確認できることが望ま れる。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体 制が確立している。	b	園長を管理責任者として、記録の保管や保存廃 棄のルールは法人の規程にて実施している。現 在のところは事例がないが、開示や閲覧を求め られた際の対応のために、職員への教育や周知 を含めた体制が望まれる。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報 を職員間で共有化している。	b	子どもの状況に関しては、乳児・年少・年長等 の年齢別クラス会議やケース会議、職員会議等 で情報共有を図る体制となっている。日々の保 育場面では、必要時に園長や主任保育士が伝令 で各職員へ情報を伝えている。保育士以外の職 員や担当保育士以外の全職員と子どもの状況を 的確に共有するために、会議録を回覧して読後 に押印するようにした。この取り組みにより、 アレルギーや障がい児対応も職種や担当に関わ らず把握されるようになった。今後は、定期に 開催されているケース会議で、より情報が共有 されることが期待される。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス 選択に必要な情報を提供している。	b	要覧や入園のしおり、ホームページを用い、必 要な情報について提供している。今後は、未完 成のホームページを完成させて、あおぞら保育 園の選択に必要な情報提供の促進が期待され る。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用 者等に説明し同意を得ている。	a	主任保育士が担当となって、要覧や入園のしお り等を用いて、一連の説明を丁寧に行ってい る。撮影した写真の掲載利用といった個人情報 の同意事項については、十分な説明の上同意を 得ている。

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	あおぞら保育園は、転園・退園した保護者に、今後も相談事があれば訪ねて欲しいと伝えている。転園後の保育園からの情報提供の依頼はないが、保育サービスの継続性の観点から、手続き方法や引継ぎ書類の様式を定めておくことを期待する。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	b	児童票や児童台帳により、子どもの身体状況や家庭・保育園での生活状況が把握されている。子ども一人ひとりの保育実施上の課題が抽出されるような組織的な手順を定めていない。今後アセスメントを行う過程を統一することを期待する。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	b	子どもの育ちやねらいの達成度等を年齢に分かれた会議やクラス会議で計画に必要な情報を交換している。3歳児未満の子どもについては、個別の指導計画が策定されている。3歳以上の子どもや異年齢活動の保育計画には、子ども一人ひとりに着目できるように会議の体制等の工夫が望まれる。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	個別の指導計画は、見直し時に保護者へ家庭での保育方法を伝えることがある。年間計画は4期に分けた見直しと、年2回の全体会議で見直されている。月案・週案・日案の見直しもされているが、未満児が主になっている。今期より3歳児以上の子どもは半年に一度見直しこととした。今後は、一人ひとりの子どもの指導計画に対する評価見直しをすることとなったので今後に期待したい。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育課程の編成は、保育所保育指針等の趣旨に基づき、子どもの家庭と地域の状況を捉えて編成されている。年間計画・月案・週案は、未満児・以上児といった子どもの年齢グループで見直しが行われている。今後は、職員全員で参画し、編成されることを期待したい。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	乳児の保育室は太陽の光りがふりそぐ明るく、抵抗力の弱い乳児にとって衛生的な環境となっている。積み木等の玩具が収納されている棚にはカーテンが引かれ、乳児が不用意に触れることがないように安全に配慮されている。オムツ交換時には、効率的にケアできるように必要な物品を引き出しに収納して、保育士が他の乳児にも目が行き届く配置となっている。登園と退園の時間帯には、乳児とハイハイする子どもが触れ合うことで、月齢によって発達程度が違う子ども同士の情操教育の場としている。

<p>A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>1・2歳の子どもが自由にほふくできる床面や探索活動が行えるスペースが確保されている。 1：1対応の特定の保育士が子どもを立て抱き、腹這い等に姿勢を変えて、ゆったりとした関わりをもっている。乳児には、「ミルクは白くておいしいね。」と語りかけている。0歳児に対して、1・2歳児が「いないいないばあー！」や頬ずり等、自然に寄り添っていく場面になるような関わりをしている。</p>
<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>b</p>	<p>3歳以上の子どもの保育が養護と教育が一体的に展開できるよう、保育所保育指針の5領域について、同年齢での保育と異年齢での保育を行っている。今後は、子ども一人ひとりのアセスメントを活かした保育内容の工夫に期待したい。</p>
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>卒園を控えた子どもの就学前の保護者の不安にこたえて、2月に保護者懇談会を開いている。ここで、小学生を持つ親の話を聞く機会を設け、情報を提供している。また、小学校のトイレが和式トイレであることから、園に1つ和式トイレを設置をして、卒園した子どもが小学校で戸惑わないように配慮している。</p>
<p>1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが心地よく過ごせるように、加湿器や空気清浄機が備えられ、室温・湿度をチェックしている。採光や換気のほか、床暖房等の環境保健に留意している。お昼寝に使うベッドは必要時以外にも定期的な消毒を行っている。登園時と保護者が迎えにくる時間に、子どもの担当保育士をシフト配置することで子どもの安心感と保護者とのコミュニケーションを確保している。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境を整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>戸外あそびでは三輪車をゆったりと使用できる広い園庭があり、子どもが積極的に身体を使った活動をしている。また、トイレの使い方や、使用後の手の洗い方等といった基本的な生活習慣が身につくように、見守りや声掛けに工夫を期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>子どもが自発的に活動できるように、子どもの発達に即した玩具・遊具が用意されている。様々な玩具が2週間毎に交換されて、自由に子どもが選べるようになっている。今後は、子どもが選んだ玩具で遊ぶ際に、自発性や主体性が獲得できるような保育士の言葉かけや、子どもの言動を待つ姿勢に期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが自然と関われるように、日々散歩に出かけている。子どもが植物や虫等に対して、疑問に思ったこと興味を持ったこと等を、保育士がその場で子どもと一緒に調べられるように、図鑑を持ち歩いている。社会との関わりとしては、散歩時に会う人との挨拶から始まり、近年では町内会の行事に近隣の住民を招くといった交流の場を増やしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>子どもが豊かな言語や表現を体験できるように、手遊びを昼食前の導入に取り入れる等、様々な保育の場面で環境を設定している。楽器は、行事の発表会にむけての練習が主になっている。楽器は玩具ではないという教育的捉えもあるが、表現活動のツールとして、通常においても楽器に触れるような設定を期待したい。</p>

1-（3） 職員の資質向上		
A-1-（3）-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b	保育士自らの自己評価としては、月案等の保育計画の見直し時に子どもへの働きかけを振りかえっている。子どもの育ちを捉える視点としては、子どもの年齢に分かれた未満児・幼児会議、保育会議、職員会議等で各保育士の情報を共有し、保育の改善に結びつくように話し合っている。今後は更に、自己評価を行った結果を日々の保育実践に活かされることに期待したい。

A-2 子どもの生活と発達

2-（1） 生活と発達の連続性		
A-2-（1）-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	b	子どもを受容した保育内容があり、保育士の関わりが適切である一方で、子どもに対しての言葉かけで先走り等がみられた。あおぞら保育園は「言葉を手渡す」を心がけているので、全保育士の保育支援の水準が一定以上となるように保育マニュアルとともに見直しが望まれる。
A-2-（1）-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	障がいのある子どもの保育環境としては、他の子どもと一緒に過ごすことで障がいの受け入れが自然に行われている。保育園への専門家の巡回訪問は不定期だが小樽発達支援センターや医療機関の助言を受けている。障がいのある子どもには、他の子どもの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けられている。
A-2-（1）-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	長時間にわたる保育は、延長保育だけではなく通常の保育も含むことを念頭にしている。水分補給等にも留意して、園内が落ち着いた雰囲気になるように努めている。延長保育に伴う人員配置としては、延長保育専門の担当保育士を配置している。また、延長保育となる子どもの情報を担当から伝えるようにしている。引き継ぎには視診簿を活かして対応している。今後は、長時間保育となる子どもの遊び場が心の落ちつく環境となるよう、送迎の保護者と接しない場所の確保や、柔らかい玩具を置く等の工夫を期待したい。
2-（2） 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-（2）-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	子どもの健康管理は、全職員で共通理解するために保健計画を把握している。健康管理のマニュアルは全職員に配付して周知をはかった。「視診保育」を取り入れ、保護者との連携を密に取り合っている。
A-2-（2）-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	b	子どもが食事を楽しめるように、様々な食育を推進している。園庭に菜園を作り、野菜の成長や収穫を体験し、収穫した野菜を給食やおやつ用に調理をするという過程を子どもの年齢に応じて行っている。次年度の課題として、年少児の「お手伝い調理」への参加も検討している。更に子どもが楽しく食事をする工夫として、異年齢で給食を配膳する場面や、子どもが苦手な食品がある時の言葉掛け等について職員間で一定の水準以上となるよう、食に関するマニュアルの見直しに期待したい。
A-2-（2）-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a	乳幼児の身体状況や嗜好を考慮して、あおぞら保育園独自に和食を中心とした献立を作成している。喫食状況に関しては、検食担当の職員がその日の子どもの食事状況を、献立表に記入した記録で把握している。また、園庭で栽培した野菜を調理し、子ども達に食への興味を持たせている。食材は、国産を使い、おやつも手作りにして安全面に配慮している。

<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断・歯科検診の結果は会議等において職員へ周知され、会議録に記録されている。健診前には、保護者から質問を受け付けている。歯磨き指導は年に2回、保健師が来園して行われ、保健計画に反映している。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>慢性疾患等の子どもへの対応として、入園の際に保護者から聞き取りを行い、アレルギー疾患のある児童は主治医の指示を受けている。食事の提供は、除去食でも献立が同じに見えるように調理を工夫している。また、除去食の子どもの給食を間違わないようにお盆の色を変える等の工夫をしている。調理員と保育士が献立表とお盆を確認して、配膳をしている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>調理場と水周りに関しては、衛生マニュアルが作成され、全職員が周知するよう努めている。子どもへの手洗いの励行とポスターを掲示、家庭にも感染の予防等の啓発を連絡で行っている。調理担当職員とは必要に応じて対策が取れるように情報共有に努めている。未満児の保育室は、保育士が子どもとマンツウで関わる時間が多いため、保育助手や用務員が水周りの清掃も任されがちとなる。今後は、水周りに関するマニュアルの見直しと、水周りの衛生管理が全職員ができる体制を期待したい。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者が食育に関心を持てるように、調理室の前に子どもに人気の給食レシピが数種類用意されている。レシピは保護者が持ち帰りやすいように手のひらサイズで置かれている。献立表はカラー印刷で見やすく掲示され、健康に関する情報もふんだんに記載されている。栄養士が乳児の離乳食について、保護者の相談を受けている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>保護者との連携と家族支援として、0・1歳児は連絡帳で、1歳から5歳児にはホワイトボードで、その日の出来事を知らせている。また、保育の様子を写真で張り出す等して、保育園の様子を保護者に伝えている。今後は、年長児の気になる子どもだけでなく、すべての子どもの発達の様子を保護者に伝えるようにするのが望ましい。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの発達や育児に関する共通理解を保護者から得るために、定例の懇談会や父母総会、日々の送迎の際等を機会としている。また、絵本の講演会やわらべうたといった保育士の研修会に保護者も招いて、保育の意図や理解を促している。</p>
<p>A-2-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの虐待の早期発見と予防としては、朝の視診の際において、疑わしいと思われる傷痕等の有無を確認している。確認後はマニュアルに沿って行動し、虐待予防と早期発見に努めている。子どもの表情や言動にも保育の中で目を配り、保護者の家庭での保育を支援できるように相談にのっている。</p>